

国民健康保険システム標準化検討会 第1回合同 WT  
議事概要

【日時】 令和7年6月11日（木） 14:30～16:00

【場所】 オンライン会議

【出席者（敬称略）】

（座長）

後藤 省二 株式会社地域情報化研究所 代表取締役社長

（構成員）

高橋 恭平 北海道保健福祉部健康安全局国保医療課 主任  
高橋 怜也 仙台市健康福祉局保険高齢部保険年金課 主事  
亀山 剛 宇都宮市保険年金課国保税グループ 主任  
寺島 勇次 宇都宮市保険年金課国保税グループ 主任  
高田 萌香 宇都宮市保険年金課国保給付グループ 主事  
山形 駿介 中野区区民部保険医療課 主事  
夜久 平 中野区区民部保険医療課 主事  
蒲生 琢仁 都城市健康部保険年金課 主事  
清水 嘉寿恵 都城市健康部保険年金課 副主幹  
坂元 祐介 都城市健康部保険年金課 主任主事

（構成員（ベンダ））

松本 誠也 株式会社 RKKCS 第2システム本部保険福祉システム部門国保グループ グループ長  
渡邊 毅 株式会社 TKC 福祉情報システム開発センター センター長  
小林 大士 株式会社電算 開発本部 ソリューション2部  
守安 隆臣 株式会社両備システムズ 公共ソリューションカンパニー  
エリア・アカウントビジネス事業部 エリアビジネス部 係長（代理出席）  
石井 良介 行政システム九州株式会社 国保標準化移行推進部 部長  
岩田 孝一 日本電気株式会社 社会公共インテグレーション統括部  
政策・事業戦略グループ シニアプロフェッショナル  
広田 和治 日本電子計算株式会社 公共事業部事業企画部 企画担当  
高見 幸司 富士通 Japan 株式会社 Public&Education 事業本部  
住民情報サービス事業部 マネージャー

（オブザーバー）

米田 圭吾 デジタル庁デジタル社会共通機能グループ地方業務システム  
基盤チーム 統括官付参事官付参事官補佐

|       |                                                    |
|-------|----------------------------------------------------|
| 津田 直彦 | デジタル庁デジタル社会共通機能グループ地方業務システム<br>基盤チーム 統括官付参事官付参事官補佐 |
| 池端 桃子 | デジタル庁デジタル社会共通機能グループ地方業務システム<br>基盤チーム 地方業務標準化エキスパート |
| 門田 大悟 | デジタル庁デジタル社会共通機能グループ地方業務システム<br>基盤チーム 統括官付参事官付主査    |
| 丸尾 豊  | 総務省自治行政局デジタル基盤推進室 理事官                              |
| 中川 瑛  | 総務省自治行政局デジタル基盤推進室 課長補佐                             |
| 館野 靖史 | 厚生労働省保険局国民健康保険課 課長補佐                               |
| 伊藤 麻祐 | 厚生労働省保険局国民健康保険課企画法令係長                              |
| 久保田 裕 | 厚生労働省保険局国民健康保険課企画法令係                               |
| 菊地 貴文 | 厚生労働省保険局国民健康保険課                                    |
| 島添 悟亨 | 厚生労働省大臣官房情報化担当参事官室 室長補佐                            |
| 飯野 一浩 | 厚生労働省大臣官房情報化担当参事官室 室長補佐                            |
| 吉本 明平 | 一般財団法人全国地域情報化推進協会企画部 担当部長                          |

#### 【次第】

1. 開会
2. 構成員紹介・挨拶
3. 座長挨拶
4. 第1回合同ワーキングチーム
5. 事務局からの連絡事項について
6. 質疑応答
7. 閉会

#### 【配布資料】

- ・ 会議次第
- ・ 出席者名簿\_第1回合同 WT
- ・ 【資料 No. 1】 第1回合同ワーキングチーム
- ・ 【資料 No. 1 別紙1】 検討・課題事項一覧\_国保
- ・ 【資料 No. 1 別紙2】 資格確認書等の有効期限設定に関する機能要件の修正（案）
- ・ 【資料 No. 1 別紙3】 資格確認書等に関する運用状況調査結果
- ・ 【資料 No. 2】 事務局からの連絡事項
- ・ 【国保\_令和7年度標準仕様書改訂第1回合同 WT】 方針等確認結果報告書
- ・ 【別添①】 標準仕様書【第1.5版】（案）

## 【ご意見概要】

●今回の修正内容に関して、機能要件にはねるようなもので実装必須機能を今回変更される場合、来年の4月1日が適合基準日というものがあれば適合基準日に関しても、基本的には施行より1年前に仕様書を示すことになっているため柔軟に対応いただきたい。(ベンダ構成員)

→実装類型についての懸念事項は十分配慮すべきだと考えている。従前より規定していた実装類型において実装必須となっており、且つシステムの改修に影響がないであろうものはそのまま実装必須としている。標準化期限を迎えるにあたり、実装類型を必須にしてしまうと追加の改修を強いることになるため、追加するにしてもオプションにする。実装類型が必須の部分については、仮に帳票上の措置を講ずるとしても、その場合は新たに経過措置として加えたうえで令和10年まではオプションとして取り扱えるような形とし、少なくとも令和8年4月に向けて負担が生じることなく規定をしていきたい。今回提示しているのもそういった趣旨。開発に影響が出る部分があれば指摘いただき、類型等含め見直しをさせてもらう。(事務局)

### < P. 26 過年度更正の起算日に関する料と税の記載について >

●過年度の起算日の記載について、国民健康保険法のみ記載していることから料だけ適用され、税が適用されないのではないかと誤認されるため削除としているかと思う。税の場合だと地方税法の第17条の5の期間制限が適用され、過年度のため即時納付となり随時賦課する場合は構成が分かった人というところ。地方税法も記載することで認識間違いがなくなると思う。(ベンダ構成員)

→この削除を行ったとしても地方税という話は残ると承知している。結論から言うと現在国保税に係る取り扱いに異なる部分はないと思っているが、地方税法第17条の5と国民健康保険法第110条の2については、月割りがあるかないかという制度上の違いがあることで条文上異なっている。国民健康保険法第110条の2は、月割りの賦課の部分があることから、来期納期限という部分に加えて、「当該納期後に保険料を課することができることとなつた場合に於ては、当該保険料を課することができることとなつた日とする」というところに対し、これは後期の方のQ&Aだが、その日とは資格取得日であるという見解が示されている。一方、地方税法第17条の5は、月割りといった新規の資格の異動を前提とした条文がなく、地方税法の規定も書いた方が当然親切だと思っている。法解釈上、追加的に記載しても問題ないかについては現在国保課に確認依頼を行っている。内容を確定した場合且つ追記しても問題ないという見解が得られれば、修正内容も削除のみならず、地方税における取り扱いについても追記が出来ればと考えている。本日時点において整理はまだついていないという状況である。(事務局)

→この資料は最終的に市町村の方々にも公開される。地方税法の法的根拠について一文加えるなりした方がよいかと思う。(ベンダ構成員)

< P. 2 1 各種申請書の委任状欄の取り扱いについて >

●括弧 2 の下から 3 行目押印欄の出力や委任状欄全体の非表示を認めてほしいとの意見が複数あったことを受け～締め部分の部分が市町村の判断により委任状欄の印字を選択出来るようにしているが、この押印欄出力の部分は今回の改正には入らないという認識でよいか。(構成員)

→押印欄については元々本紙に市町村の判断において印刷可能と規定している。今回の対応においては追加していない状況である。(事務局)

→委任状欄に押印欄をつけて印字するかどうかはオプション機能ということか。(構成員)

→認識の通りである。(事務局)

< P. 8 国保標準仕様書【第 1.4 版】の各種申請書の持ち越し事項の対応について >

●資料 P. 8 の方針案について、資料 P. 9 で一度見送りになった理由として、基本データリストの 106 項目に支障があるためとなっていたと思うが、どうなったか記載から読み取れず、そこも含めず大丈夫という理解でよいか。(ベンダ構成員)

→データリストがあってもなくても大丈夫ということではない。業務の運用上、基本データリストの場合は国保システムからの連携が必要になると考えている。国保連合会の国総も含め、他システムとの連携が国保システムからデータ吐き出して登録する方法によらなくても、当該連携や業務運用上の代替が可能か、市町村で判断できる場合は大丈夫という整理になっている。今回基本データリストで縛っているところは国保システムとしての対応としたうえで、他システム連携の部分は市町村側で Excel 等のデータ投入をする運用が可能か、実装要否を判断してもらった整理をしたもの。データリストに載っているものを国保システムでやらなくてよいという話とはまた別の問題として提供したところ。(事務局)

→基本データリストは何かしらの形で出せないといけないというのは変わっていないということか。それとも給付の Excel で管理する場合、そこは出さなくてよいという判断になるのか。(ベンダ構成員)

→国保システムからは出さないという判断を市町村ですることになる。(事務局)

→そこを許容することになると分かった。記載から読み取れず確認であった。(ベンダ構成員)

→基本データリストのあたりについて、その関係が図などで分かるようになっていけるとよい。また、1.2 版での対応は見送ることとなっていたところは今どうなっているのか、事務局からもう一度説明していただきたい。(座長)

→現状 1.4 版までにおいては 1.2 版で持ち越した状態であり、特に記載はしていない状態。今般 1.5 版においては、資料 P. 8 の方針案の中にある四角枠の内容を本紙に記載したいと考えている。内容としてはここに記載の通りとなっている。(事務局)

以上